

新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業 補助金申請時の留意点

(正確な要件等は要綱等をご確認ください。)

1 要件に該当するか、再度ご確認ください。(以下は特に注意が必要なポイント)

(1) 全般

- ・企業内診療所は、臨時診療所などの例外を除き、対象外です。
- ・外部医療機関へ出向いて実施するものは対象外です。
- ・中小企業の定義は「中小企業法上の中小企業」です。

(参考：中小企業庁 web サイト)

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

(2) 申請者が学校等

- ・文部科学省から地域貢献の認定を得る必要があります。

(3) 申請者が大企業

- ・本事業の対象外です。

(4) 申請者が中小企業

- ・中小企業 1 社のみで実施している職域接種は対象外です。
(事務局は 1 社のみで問題ありません。)
- ・大企業が中心で実施している職域接種は対象外です。

(5) 申請者が上記以外

- ・大企業が中心で実施している職域接種は対象外です。
- ・複数の中小企業が参加していないものは対象外です。

2 提出書類

- (1) 交付申請時 様式 1・2、印鑑証明書
- (2) 実績報告時 様式 3～5 と支払金口座振替依頼書
- (3) 消費税申告後 様式 6

3 対象費用のイメージ

会場の設置運営に必要な経費が対象ですが、イメージとしては以下のとおりです。

○ 対象となるものの例

会場借用費、会場案内誘導などを外注した場合の委託費、物品の購入やレンタル費用、会場受付事務などでアルバイトを雇った場合の給与、会場運営のために休日出勤をした従業員の超過勤務手当

× 対象とならないものの例

自社オフィスの会議室を接種会場とした場合の賃料相当額、会社の備品を接種会場で用いた場合の購入費、会場運営に従事した従業員の基本給、同じ場所で複数の職域接

種会場を設置した場合における対象外の職域接種会場についての費用（合理的な方法で按分してください）

4 その他

- (1) 原則として、実績報告額が交付申請見込額を上回らないようにしてください。
- (2) 職域接種が完了しており実績報告が可能であれば、都から交付決定が通知される前であっても、実績報告書などを、日付を空欄にして提出いただいて差支えありません。
- (3) 支払金口座振替依頼書は、事務取扱要領のものを使用してください。
※都では複数の様式があります。例えば、都と取引があり口座情報登録が済んでいる場合でも、お手持ちの様式ではなく、今回お示ししている様式をご使用ください。
- (4) 本社や本部のある都道府県に申請となります。（二重申請にならないようご注意ください。）
- (5) すべての書類について、押印は実印（添付する印鑑証明書と同じ印）を使用してください。